

熊本県公安委員会告示第 1 0 号
 道路交通法 (昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号) 第 1 0 8 条の 4 第 1 項の規定に基づき指定した初心運転者講習を行わせる指定講習機関について、指定講習機関に関する規則 (平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号) 第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる事項に変更があったので、同規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、告示する。

平成 1 3 年 1 2 月 2 8 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名	講 習 を 行 う 事 務 所 の 地 名 称 及 び 所 在 地	特 定 運 転 者 講 習 所 (御 座 籍 地)	指 定 の 年 月 日
熊 本 自 動 車 学 校	熊 本 県 熊 本 市 戸 島 町 3 1 4 4 番 地 1	吉 山 貴 一	名 称 に 同 じ	熊 本 県 熊 本 市 戸 島 町 3 1 4 4 番 地 1	平 成 2 5 年 9 月 1 日
熊 本 自 動 車 教 習 所	熊 本 県 熊 本 市 楠 6 丁 目 6 番 2 5 号	岩 崎 啓 一	熊 本 ト ヲ リ ン タ ー 街	熊 本 県 熊 本 市 楠 6 丁 目 6 番 2 5 号	平 成 2 5 年 9 月 1 日
中 央 自 動 車 学 校	熊 本 県 熊 本 市 井 井 6 丁 目 1 0 番 1 号	松 任 進 福	名 称 に 同 じ	熊 本 県 熊 本 市 井 井 6 丁 目 1 0 番 1 号	平 成 2 5 年 9 月 1 日
寺 原 自 動 車 学 校	熊 本 県 熊 本 市 壺 川 2 丁 目 3 番 7 8 号	片 桐 英 彰	名 称 に 同 じ	熊 本 県 熊 本 市 壺 川 2 丁 目 3 番 7 8 号	平 成 2 5 年 9 月 1 日
リ タ ー ン ー ヴ ー ヅ (株)	熊 本 県 熊 本 市 田 崎 2 丁 目 1 番 1 1 号	野 田 和 彦	三 隈 自 動 車 学 校	熊 本 県 熊 本 市 田 崎 2 丁 目 1 番 1 1 号	平 成 2 5 年 9 月 1 日
野 田 林 業 (株)	熊 本 県 熊 本 市 上 熊 本 3 丁 目 2 6 番 3 号	野 田 和 彦	上 熊 本 三 隈 自 動 車 学 校	熊 本 県 熊 本 市 上 熊 本 3 丁 目 2 6 番 3 号	平 成 2 5 年 9 月 1 日
玉 名 自 動 車 学 校	熊 本 県 玉 名 市 向 津 留 5 3 番 2 番 地	大 村 平 治	大 洋 自 動 車 学 校	熊 本 県 玉 名 市 向 津 留 5 3 番 2 番 地	平 成 2 5 年 9 月 1 日
荒 尾 自 動 車 学 校	熊 本 県 荒 尾 市 川 登 1 8 0 1 番 地 2	深 浦 一 徳	荒 尾 自 動 車 学 校	熊 本 県 荒 尾 市 川 登 1 8 0 1 番 地 2	平 成 2 5 年 9 月 1 日

井 上 自 動 車 学 校	熊 本 県 鹿 本 郡 植 木 町 役 所 環 3 2 0 番 地 1	井 上 拓 朗	植 木 自 動 車 学 校	熊 本 県 鹿 本 郡 植 木 町 役 所 環 3 2 0 番 地 1	平 成 2 5 年 9 月 1 日
鹿 鉄 交 通 (株)	熊 本 県 山 鹿 市 山 鹿 1 1 7 番 地	立 山 裕 子	山 鹿 自 動 車 教 習 学 校	熊 本 県 山 鹿 市 山 鹿 1 1 7 番 地	平 成 2 5 年 9 月 1 日
菊 池 自 動 車 学 校	熊 本 県 菊 池 市 大 字 木 柑 子 1 4 2 7 番 地	岩 崎 啓 一	名 称 に 同 じ	熊 本 県 菊 池 市 大 字 木 柑 子 1 4 2 7 番 地	平 成 2 5 年 9 月 1 日
菊 陽 自 動 車 学 校	熊 本 県 菊 池 郡 菊 陽 町 大 字 原 水 1 4 3 0 番 地	野 上 禮 之 介	名 称 に 同 じ	熊 本 県 菊 池 郡 菊 陽 町 大 字 原 水 1 4 3 0 番 地	平 成 2 5 年 9 月 1 日
城 北 自 動 車 学 校	熊 本 県 菊 池 郡 淵 水 町 大 字 吉 富 3 0 0 番 地 3 9	福 村 優 子	名 称 に 同 じ	熊 本 県 菊 池 郡 淵 水 町 大 字 吉 富 3 0 0 番 地 3 9	平 成 2 5 年 9 月 1 日
阿 蘇 自 動 車 学 校	熊 本 県 阿 蘇 郡 一 の 宮 町 宮 地 4 5 0 7 番 地 の 3	田 中 正 友	名 称 に 同 じ	熊 本 県 阿 蘇 郡 一 の 宮 町 宮 地 4 5 0 7 番 地 の 3	平 成 2 5 年 9 月 1 日
熊 本 バ ス 株 式 会 社	熊 本 県 熊 本 市 新 中 街 1 1 番 8 号	小 堀 正 人	熊 本 バ ス 自 動 車 学 校	熊 本 県 熊 本 市 新 中 街 1 1 番 8 号	平 成 2 5 年 9 月 1 日
熊 本 南 自 動 車 学 校	熊 本 県 宇 土 市 松 山 町 2 3 0 0 番 地	野 上 禮 之 介	名 称 に 同 じ	熊 本 県 宇 土 市 松 山 町 2 3 0 0 番 地	平 成 2 5 年 9 月 1 日
八 代 開 発 新 興 (株)	熊 本 県 八 代 市 井 上 町 9 1 番 地	岡 本 圭 右	八 代 自 動 車 学 校	熊 本 県 八 代 市 井 上 町 9 1 番 地	平 成 2 5 年 9 月 1 日
八 代 ト ラ イ ン ビ ン グ ス 学 校	熊 本 県 八 代 市 平 山 新 町 5 3 3 8 番 地	聖 名 本 義 輔	名 称 に 同 じ	熊 本 県 八 代 市 平 山 新 町 5 3 3 8 番 地	平 成 2 5 年 9 月 1 日
人 吉 自 動 車 学 校	熊 本 県 人 吉 市 鶴 田 町 8 7 5 番 地	聖 川 忠 昭	名 称 に 同 じ	熊 本 県 人 吉 市 鶴 田 町 8 7 5 番 地	平 成 2 5 年 9 月 1 日
多 良 木 自 動 車 学 校	熊 本 県 球 磨 郡 多 良 木 町 大 字 黒 肥 地 3 1 0 番 地	味 岡 正 幸	名 称 に 同 じ	熊 本 県 球 磨 郡 多 良 木 町 大 字 黒 肥 地 3 1 0 番 地	平 成 2 5 年 9 月 1 日
中 球 磨 モ ー タ ー ス 学 校	熊 本 県 球 磨 郡 免 田 町 乙 3 8 1 番 地	幸 田 頼 雄	名 称 に 同 じ	熊 本 県 球 磨 郡 免 田 町 乙 3 8 1 番 地	平 成 2 5 年 9 月 1 日
水 俣 自 動 車 学 校	熊 本 県 水 俣 市 山 手 町 1 丁 目 8 番 1 号	中 野 和 朗	名 称 に 同 じ	熊 本 県 水 俣 市 山 手 町 1 丁 目 8 番 1 号	平 成 2 5 年 9 月 1 日

天 草 自 動 車 学 校	熊本県本渡市龜塚町大字 田中正友 龜川 7 0 番地 4	天 草 自 動 車 学 校	熊本県本渡市龜塚町大字 田中正友 龜川 7 0 番地 4	普通二輪 付	種24931日 種24931日
名 稱	住 所 に 同 じ	名 稱	大 矢 野 自 動 車 学 校	種24931日	
名 稱	住 所 に 同 じ	名 稱	牛 深 自 動 車 学 校	種24931日	
名 稱	住 所 に 同 じ	名 稱	熊 本 県 本 渡 市 龜 塚 町 大 字 田 中 正 友 龜 川 7 0 番 地 4	種24931日	

熊本県公安委員会規則第 1 5 号
熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 1 3 年 1 2 月 2 8 日

熊本県公安委員長 松村 敏人

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則

熊本県道路交通規則（昭和 4 7 年熊本県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号キを次のように改める。

キ 次に掲げる車両で、かつ、公安委員会（(イ)から(オ)については他の都道府県公安

委員会の交付に係るものを含む。）が交付した別記様式第 4 号、第 4 号の 2 又は第 4 号の 3 の駐車禁止除外指定車の標章を掲出しているもの

(ア) 第 2 号カ(ア)から(オ)までに掲げる車両

(イ) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な者が使用中の車両

(ロ) 戦傷病者特別援護法（昭和 3 8 年法律第 1 6 8 号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている歩行困難な者が使用中の車両

(ハ) 知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 1 2 条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 1 5 条に規定する児童相談所において重度以上の知的障害者と判定され、療育手帳の交付を受けている歩行困難な者が使用中の車両

(ニ) 小児慢性特定疾患治療研究事業（昭和 4 9 年 5 月 1 4 日付け厚生省事務次官通知）の対象となっている色素性乾皮症患者が使用中の車両（日の出から日没までの間に使用している場合に限る。）

(ホ) 食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）に基づき臨時検査のために使用中の車両

(ヘ) 環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）の規定による環境の状況の調査のために使用中の車両

(ヘ) (ア)から(オ)に掲げるもののほか、公安委員会が公益上特に必要と認められた用務のために使用中の車両

附 則

この規則は、平成 1 4 年 1 月 1 日から施行する。

阿蘇地区やさしいまちづくり推進協議会公告第一号

熊本県阿蘇地区やさしいまちづくり推進協議会を次のとおり開催する。

平成十三年十二月二十八日

阿蘇地区やさしいまちづくり推進協議会

一 開催日時

平成十四年一月十一日(金)

午後二時から午後四時まで

二 開催場所

熊本県阿蘇郡一の宮町宮地二四〇二

熊本県阿蘇地域振興局二階大会議室

三 議題

1 会長、副会長の選出について

2 高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画(仮称)素案について

3 阿蘇地区におけるやさしいまちづくり関係の事業報告及び今後の取り組みについて

4 その他

四 傍聴者の定員

三十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本県阿蘇郡阿蘇町内牧二一〇四

阿蘇地区やさしいまちづくり推進協議会事務局(熊本県阿蘇地域振興局保健福祉環境

部総務企画課)

(電話〇九六七―三三―〇五三五)

荒玉地区やさしいまちづくり推進協議会公告第一号

荒玉地区やさしいまちづくり推進協議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成十三年十二月二十八日

荒玉地区やさしいまちづくり推進協議会

会長 西 島 衛 治

一 開催日時

平成十四年一月十一日(金)

午後一時三十分から午後四時まで

二 開催場所

熊本県玉名市岩崎一〇〇四―一

熊本県玉名地域振興局四階大会議室

三 議題

協議事項

1 熊本県高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画(仮称)素案について

報告事項

1 管内市町障害者プランの進捗状況等について

2 第三回ハートフルクリスマスコンサート in ARIAKEについて

3 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において、荒玉地区やさしいまちづくり推進協議会事務局の許可を得たうえで、入室できます。

2 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了します。

六 問い合わせ先

熊本県玉名市岩崎一〇〇四―一

荒玉地区やさしいまちづくり推進協議会事務局(熊本県玉名地域振興局保健福祉環境

部総務企画課)

(電話〇九六八―七二―二一八四)

なお、報道機関等の記者席は、別途設けております。

熊本県情報公開審査会公告第一号

熊本県情報公開審査会の会議を次のとおり開催する。

平成十三年十二月二十八日

熊本県情報公開審査会

会長 坂本仁郎

一 開催日時

平成十四年一月十日(木)
午後四時三十分から午後五時まで

二 開催場所

熊本市水前寺公園二十八番五十一号
熊本テルサ二階「研修C・D」

三 議題

熊本県情報公開審査会の所掌事務の範囲の見直しについて
傍聴者の定員

四

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号
熊本県情報公開審査会事務局(熊本県総務部私学文書課県政情報室)

(電話〇九六一三八一一一一 内線三三〇五)